

機能名称		仕様書たたき台			
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
1. 土地管理					
1.1. 土地登記情報マスタ管理					
1.1.1.	土地登記情報管理	土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 同一の地番に複数の土地登記情報がある場合には区別して管理（設定・保持・修正）できること。 <土地登記情報> ・不動産番号 ・所在地 ・地番 ・地目 ・地積 ・権利者情報（住所、氏名、持分） ・義務者情報（住所、氏名、持分） ・受付番号 ・受付年月日 ・登記の目的 ・登記原因年月日（登記済み通知書上の「原因」のうち年月日部分） ・登記事由（登記済み通知書上の「原因」のうち年月日以外の部分） ・備考 ・地上権設定の有無 ・敷地権の設定の有無 ・敷地権等の割合 ・敷地権割合に相当する区分家屋の建物番号または家屋番号	土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 <土地登記情報> ・地図番号		※ 不動産番号を必須の印字項目とするかについては検討中。 ※ 権利者＝所有権移転時における新所有者 ※ 義務者＝所有権移転時における旧所有者 ※ 同一の地番に複数の土地登記情報がある場合とは、所有者からの申請漏れや申請誤り等により法務局の登記簿上、同一の地番に複数の土地が存在する場合があることを指している。なお、法務局の登記簿上、このような矛盾した情報が管理されているケースを、本標準仕様書では「改正不適合」ということとする。
1.1.2.		法務局からの登記済通知書電子データを取り込み（登記履歴管理システムまたは土地評価システム等の他のシステムを介する場合も含む）、土地登記情報マスタに自動で反映されること。紐付けできない等の理由で自動反映できない場合は手動で反映できること。			※ 取り込む際の方式（一括で取り込んでエラーチェックするのか、一つ一つ取り込んで確認するか）については、別途APPLICIに確認し、要件化の可否を含め検討する。
1.1.3.			複数の土地を選択し、一括で所有者を変更できること。		
1.1.4.		土地登記情報を管理（設定・保持・修正）及び一括更新する際にアラート・エラーが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・登記簿地目が「宅地」以外の場合に、地積の小数点以下に入力がある場合 ・同地番が存在している場合（区画整理等または法務局の登記簿上、同一の地番に複数の土地が存在する場合に、同地番を設定することがあるため更新可とすることが必要。） ・登記簿地目が「宅地」または「鉱泉水」以外の場合、かつ、登記簿地積≧10.00㎡の時、登記簿地積の小数点以下に入力がある場合（不動産登記法の有効数字の関係） ・登記事由が地目変更、地目更正、地目誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地目と同じ地目が入力されている場合（登記済み通知書の発送漏れ等のケースを想定） ・登記事由が地積変更、地積更正、地積誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地積と同じ地積が入力されている場合（登記済み通知書の発送漏れ等のケースを想定） ・登記原因年月日が未入力の場合（例：行方不明等により死亡日が不明の場合は、登記原因年月日も不明になる。） ・登記原因年月日について、現年より前の年月日を入力した場合（例：令和3年度課税向け処理で令和元年の年月日を入力） ・登記地積が0.00㎡の場合（不動産登記法の有効数字の関係） ・登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和2年9月1日として、令和3年度課税向け処理で令和2年12月1日の年月日を入力）（登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されるため） ・登記名義人住所又は氏名が未入力の場合 <エラー表示とする条件> ・登記受付日が未入力の場合 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和3年度課税向け処理で令和3年1月2日以降の年月日を入力）			
1.1.5.		閉鎖処理ができること。 閉鎖処理後に閉鎖解除ができること。			閉鎖解除については、誤操作を想定したもの。
1.1.6.	分筆処理	分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）ができること。	分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）の際に引き継いだ地目を変更できること。		分筆・合筆処理とは、以下のような処理を指すもの。なお、以下の処理以外での実装も可とする。 <分筆処理> ・元となる筆を選択する。 ・分筆数を選択する。・地積を手入力する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目は分筆先へ引き継がれる。 ・元となる筆、分筆した筆が紐づけされること。（分筆した筆同士も紐づけされること。） ・分筆処理の履歴が管理（保持）される。 <合筆処理> ・元となる筆を複数選択する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目を合筆先へ引き継がれる。 ・地積を手入力する。 ・元となる筆は閉鎖される。 ・合筆先となる筆で、元となった筆の履歴が管理（保持）される。 ・合筆処理の履歴が管理（保持）される。
1.1.7.		分筆・合筆処理のアラート・エラーが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・分筆元筆の地積と分筆処理後の元筆と分筆先の地積の和がイコールでない場合 ・分筆先で指定した地番が、台帳上すでに存在している場合に注意喚起。（誤って設定した可能性があるため注意喚起が必要） ・合筆先筆と合筆元筆の地目が異なる場合に注意喚起。（不動産登記法の規定と合致しない処理であるため、注意喚起が必要） <エラー表示とする条件> ・			
1.2. 土地（補充）課税台帳管理					

機能名称		実装すべき機能	仕様がたき台 実装してもなくても良い機能	実装しない機能	備考
1.2.1.	課税台帳作成	<p>課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>賦課決定以降、任意のタイミングで現年度の土地（補充）課税台帳をコピーし、次年度向け土地（補充）課税台帳の作成ができること。</p> <p>誤った修正をした場合にはその取り消しができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地登記情報（保持はせずに、土地登記情報マスタ上の賦課期日時点の情報を参照すること。） 土地現況情報 土地評価情報（評価額） 課税標準額関連情報（固定資産税の課税標準額（負担調整措置の適用がある場合は適用後の額）、課税標準額の特例措置による軽減額、本則課税標準額） 納税義務者情報 納税義務者区分（登記上の権利者、現所有者、使用者） 適用する固定資産税の特例類型、根拠、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積 適用する固定資産税の非課税類型、根拠、適用開始年度、適用を受ける地積 適用する固定資産税の不均一課税類型、根拠 適用する固定資産税の減免類型、根拠、減免率、適用を受ける地積、適用を開始した日（納期）及び終了した日 異動事由及び異動年月日 更正事由及び更正年月日 特記事項（メモ） 課税保留フラグ <p>次年度向け土地（補充）課税台帳については、最新の登記情報を参照することとする。</p> <p>ただし、当該年度の賦課期日を超えた場合には、その賦課期日時点の登記情報を参照することとする。</p> <p>特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。</p> <p>適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。</p>	<p>課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税標準額関連情報（都市計画税の課税標準額（負担調整措置の適用がある場合は適用後の額）、課税標準額の特例措置による軽減額、本則課税標準額） 適用する都市計画税の特例類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積 適用する都市計画税の非課税類型、適用開始年度、適用を受ける地積 適用する都市計画税の不均一課税類型、根拠 適用する都市計画税の減免類型、減免率、適用を受ける地積、適用を開始した日及び終了した日 住居表示 区画整理事業地区名称 国土調査実施年月日 国土調査地積 国土調査地目 修正予定フラグ 		<ul style="list-style-type: none"> 異動事由と異動年月日は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 特例類型について、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 メモも次年度課税台帳作成時に引き継がれるもの。
1.2.2.			<p>次年度の課税台帳が既に作成されている場合、現年度の課税台帳上の情報を修正した際に、次年度の課税台帳上の情報に自動又は選択して反映できること。</p>		
1.2.3.		<p>納税義務者マスタに保持されている一の納税義務者を選択して、課税台帳上の納税義務者情報を設定・修正できること。</p>			
1.2.4.		<p>一の納税義務者に係る課税標準額特例・税額特例・非課税・不均一課税の情報を、課税台帳上に一括で設定・修正できること。</p>			
1.2.5.		<p>複数の土地を選択し、一括で所有者を変更できること。</p>			
1.2.6.			<p>所有権移転により土地登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該土地に係る土地課税台帳上の所有者を自動で更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は除く。</p>		
1.2.7.		<p>土地（補充）課税台帳の各項目を管理（設定・保持・修正）する際に、アラート・エラーが表示できること。</p> <p><アラート表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 現況地積と登記地積が異なる場合 登記原因年月日について、現年より前の年月日を入力した場合（例：令和3年度課税向け処理で令和元年の年月日を入力）。 同地番が存在している場合に注意文表示（区画整理等で同地番を設定することがあるため更新可としている。） 登記事由が地目変更、地目更正、地目誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地目と同じ地目が入力されている場合 登記事由が地積変更、地積更正、地積誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地積と同じ地積が入力されている場合 仮換地が設定されている土地（従前地）について異動入力する場合 未登記土地について、土地登記情報の設定を行う場合（土地登記情報マスタからの自動反映の場合を含む。）また、その際において、土地登記情報と土地現況情報に差異がある場合 登記情報が設定されていない。（土地で未登記は少ないが、現実として未登記のケースもあるため、注意喚起にとどめる。） 課税地目が「宅地」の際に「用途地区」が空欄の場合 課税地目が「宅地」以外の際に「用途地区」が入力されている場合 課税地積≠特例・軽減・減免対象地積の場合（土地の一部に対して特例・軽減・減免を適用することはありうる話であるが、分合筆の際などに特例・軽減・減免対象地積を直し忘れた可能性もあるため） 特例・軽減・減免開始年度が本年度及び次年度以外の場合（本日を令和2年9月1日として、開始年度に令和2年及び3年以外を入力）（特例・軽減・減免開始年度の入力誤りの可能性があるため） 登記名義人が死亡している場合 一筆多地目設定を行う際に登記地積と課税地積が異なる場合 <p><エラー表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 登記受付日が未入力の場合 登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和3年度課税向け処理で令和3年1月2日以降の年月日を入力） 表示原因年月日より前の日付で、表示受付年月日が設定されている場合 登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和2年9月1日として、令和3年度課税向け処理で令和2年12月1日の年月日を入力）（登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されるため） 			
1.2.8.	未登記土地情報管理	<p>未登記の土地について、未登記フラグを立てた上で、土地登記情報と同項目を管理（設定・保持・修正）できること。</p>			<p>未登記土地については各項目が空欄になることが想定される。</p>

機能名称	仕様書たたき台			備考
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	
1.2.9. 閉鎖処理	閉鎖処理ができること。 閉鎖処理後に閉鎖解除ができること。			閉鎖解除については、誤操作を想定したもの。
1.2.10. 土地現況情報管理	土地現況情報を管理（設定・保持・修正）ができること。 手動で入力できる他、土地（筆又は画地）と家屋が紐づいている場合には、家屋の戸数及び住宅用地認定地積（小規模、一般、非住宅）は自動計算もできること。 <土地現況情報> ・現況地番（未登記の土地又登記地番とズレが生じている土地の地番管理を実施するため） ・現況地目 ・現況地積 ・家屋の戸数 ・住宅用地認定地積（小規模、一般、非住宅） ・宅地比準土地であるかの別	土地現況情報を管理（設定・保持・修正）ができること。 <土地現況情報> ・現況調査年月日 ・都市計画区分（市街化区域、市街化調整区域、非線引き、都市計画区域外、その他） ・生産緑地区分（生産緑地、特定生産緑地） ・宅地比準土地であるかの別		
1.2.11.	土地現況情報を管理（設定・保持・修正）する際にアラート・エラーが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・登記地積と現況地積に差異がある場合。 ・異動事由が地目変更、地目更正、地目誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地目と同じ地目が入力されている場合（入力ミスのケースを想定） ・異動事由が地積変更、地積更正、地積誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地積と同じ地積が入力されている場合（入力ミスのケースを想定） ・登記地積が0.00㎡の場合（不動産登記法の有効数字の関係） ・登記情報が設定されていない。（課税情報の設定前に登記情報の設定が必要となるため。ただし、未登記のケースもあるため、注意喚起にとどめる。） ・登記名義人が死亡している場合 <エラー表示とする条件> ・			
1.2.12. 分合筆処理	分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）ができること。 分筆処理について、分筆される筆を最低でも50筆は一度に入力できること。 合筆処理について、合筆される筆を最低でも50筆は一度に入力できること。	分筆・合筆処理後に税額の再計算が行われていない土地については、システム画面上で確認できること。 確認帳票（チェックリスト）として出力し、紙でも確認できること。 分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）の際に引き継いだ地目を変更できること。		分筆・合筆処理とは、以下のような処理を指すもの。なお、以下の処理以外での実装も可とする。 <分筆処理> ・元となる筆を選択する。 ・分筆数を選択する。 ・地積を手入力する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目は分筆先へ引き継がれる。 ・元となる筆、分筆した筆は紐づいていること。（分筆した筆同士も紐づくこと。） ・分筆処理の履歴が管理（保持）される。 <合筆処理> ・元となる筆を複数選択する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目を合筆先へ引き継がれる。 ・地積を手入力する。 ・元となる筆は閉鎖される。 ・合筆先となる筆で、元となった筆の履歴が管理（保持）される。 ・合筆処理の履歴が管理（保持）される。
1.2.13.	分筆・合筆処理のアラート・エラーが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・分筆元筆の地積と分筆処理後の元筆と分筆先の地積の和がイコールでない場合 ・分筆先で指定した地番が、台帳上すでに存在している場合に注意喚起。（誤って設定した可能性があるため注意喚起が必要） ・合筆先筆と合筆元筆の地目が異なる場合に注意喚起。（不動産登記法の規定と合致しない処理であるため、注意喚起が必要） <エラー表示とする条件> ・			
1.2.14.	土地登記情報マスタ上で分合筆処理を行った場合に、次年度課税台帳に手動反映するか自動反映するか選択できること。ただし、登記原因年月日が賦課期日後から次年度課税台帳が作成されるまでの間においては自動反映されないこと。			
1.2.15. 仮換地等の設定		土地区画整理事業に伴う仮換地等の設定ができること。 - 仮換地と従前地を設定し、紐づけできること。 - 仮換地・従前地いずれかに課税するか選択できること。 - 保留地を設定できること。 - 保留地について課税するか否か選択できること。		

機能名称		実装すべき機能	仕様書たたき台 実装してもなくても良い機能	実装しない機能	備考
1.2.16.			CSV等の汎用的な形式のファイルから仮換地、従前地、保留地情報を取り込み、土地課税台帳上の従前地に対応する仮換地、保留地情報を一括で更新できること。		
1.2.17.			仮換地の課税台帳を基に換地後の課税台帳を作成できること。		
1.2.18.	画地関連の紐づけ	複数の筆で画地を形成している場合には、それぞれ紐づいていること。 筆または画地の上に家屋がある場合は、当該筆または画地と家屋がそれぞれ紐づいていること。 土地評価システムと連携し、上記の紐づけ情報を取り込み、一括更新できること。			
1.2.19.	土地評価システム連携 (入力)		土地評価システムと連携し、以下の紐づけ設定及び土地評価額を取り込み、一括更新できること。 ・一筆を複数画地とする場合の紐づけ ・複数筆を一画地とする場合の紐づけ ・画地上に家屋がある場合の紐づけ		
1.2.20.	固定資産税にかかる課税標準額算出	土地評価情報等に基づき、固定資産税の課税標準額の算出ができること。 みなし方式だけでなく、類似土地負担水準方式と自治体平均負担水準方式で課税標準額の算出ができること。 負担調整措置が適用される場合には、本則課税標準額と負担調整後の課税標準額の算出ができること。 ※固定資産税システム内に課税標準額の算出機能を実装することを想定しているが、土地評価システム側で同等機能を実装することも可とする。			
1.2.21.	都市計画税にかかる課税標準額算出		土地評価情報、適用されている都市計画税の特例類型により、都市計画税の課税標準額の算出ができること。 みなし方式だけでなく、類似土地負担水準方式と自治体平均負担水準方式で課税標準額の算出ができること。 負担調整措置が適用される場合には、本則課税標準額と負担調整後の課税標準額の算出ができること。 ※固定資産税システム内に課税標準額の算出機能を実装することを想定しているが、土地評価システム側で同等機能を実装することも可とする。		
1.2.22.	住宅用地にかかる課税標準の特例	手動で入力できる他、複数筆を一画地とした場合、住宅用地に対する課税標準の特例について、各筆ごとに地積に基づき自動でも按分できること。			
1.2.23.	課税標準額、税額等の試算	現年度及び過年度の固定資産税に係る課税標準額、税額等の試算ができること。	現年度及び過年度の都市計画税に係る課税標準額、税額等の試算ができること。		
2. 家屋管理					
2.1. 家屋登記情報マスタ管理					
2.1.1.	家屋登記情報管理	法務局からの登記済通知書に基づき、家屋登記情報を管理 (設定・保持・修正) できること。 <家屋登記情報> ・不動産番号 ・所在地 (最低100の所在地を管理できること) ・家屋番号 ・種類 ・構造 ・床面積 ・建築年月日 (建築年月日が不詳なものも管理できること) ・受付年月日 ・受付番号 ・所有者氏名、住所 ・1棟の建物番号 ・専有の建物番号 ・権利者氏名、住所、持分 ・義務者氏名、住所、持分 ・登記目的 ・登記原因年月日 (登記済み通知書上の「原因」のうち年月日部分) ・登記事由 (登記済み通知書上の「原因」のうち年月日以外の部分) ・備考 ・敷地権の主たる土地の符号、所在及び地番、地目 ・敷地権の土地の符号、種類、割合			※ 不動産番号を必須の印字項目とするかについては検討中。 ※ 権利者=所有権移転時における新所有者 ※ 義務者=所有権移転時における旧所有者
2.1.2.		法務局からの登記済通知書電子データを取り込み (登記履歴管理システムまたは家屋評価システム等の他のシステムを介する場合も含む)、家屋登記情報マスタに自動で反映されること。紐づけできない等の理由で自動反映できない場合は手動で反映できること。			※ 取り込む際の方式 (一括で取り込んでエラーチェックするのか、一つ一つ取り込んで確認するか) については、別途APPLICIに確認し、要件化の要否を含め検討する。
2.1.3.			複数の家屋を選択し、一括で所有者を変更できること。		

機能名称		実施すべき機能	仕様書たたき台 実施してもしなくても良い機能	実施しない機能	備考
2.1.4.		<p>家屋登記情報を管理（設定・保持・修正）及び一括更新する際にアラート・エラーが表示できること。</p> <p><アラート表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 主棟と附属家を紐づける入力を行うとき、他の建物の附属家・規約共用として設定済みである場合 表題部に係る情報のみ入力されており、権利部に係る情報が空欄である場合 設定された所在地が土地登記情報マスタにない場合 課税計算が未処理の状態更新する際に注意文表示 登記情報のうち記載すべき項目が空欄となっている場合 異動事由と齟齬のある変更がされた場合 登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和2年9月1日として、令和3年度課税向け処理で令和2年12月1日の年月日を入力）（登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されるため） 登記名義人住所又は氏名が未入力の場合 <p><エラー表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの物件に対し複数の異動があった際に、先行する異動がなされていない場合（分筆後、売買のとき、分筆がなくて売買が入った場合） 登記年月日時点より前に棟及び所在地の筆が閉鎖されている場合 家屋番号は入力されているが登記面積、登記建築年月日が空欄の場合 登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和3年度課税向け処理で令和3年1月2日以降の年月日を入力） 			
2.1.5.		<p>閉鎖事由を設定の上、閉鎖処理ができること。</p> <p>閉鎖処理後に閉鎖解除ができること。</p>	<p>登記情報マスタの閉鎖処理を行った際に、課税台帳も自動で閉鎖処理されること。</p>		<p>閉鎖解除については、誤操作を想定したもの。</p>
2.1.6.	分合棟処理	<p>分棟・合棟処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）ができること。</p>			<p><分棟処理></p> <ul style="list-style-type: none"> 元となる棟を選択する。 分棟数を選択する。 床面積（1階・1階以外）を手入力する。 家屋登記情報の各項目のうち、床面積（1階・1階以外）以外の項目は分棟先へ引き継がれる。 分棟処理の履歴が管理（設定）される。 <p><合棟処理></p> <ul style="list-style-type: none"> 元となる棟を複数選択する。 代表となる棟を一つ選択する。 代表となる棟の家屋登記情報の各項目のうち、床面積（1階・1階以外）以外の項目について、合棟先へ引き継がれる。 床面積（1階・1階以外）を手入力する。 元となる棟は閉鎖される。 合棟先となる棟で、元となった棟の履歴が管理（設定）される。 合棟処理の履歴が管理（設定）される。
2.1.7.		<p>分棟・合棟処理のアラート・エラーが表示できること。</p> <p><アラート表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 設定された所在地が土地登記情報マスタ上に設定されていない場合 必須項目が未入力である場合 <p><エラーとする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> . 			
2.2. 家屋（補充）課税台帳管理					

機能名称		仕様書たたき台		備考	
		実装すべき機能	実装してもなくても良い機能	実装しない機能	
2.2.1.	課税台帳作成	<p>課税台帳は、一棟ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>賦課決定以降、任意のタイミングで現年度の家屋（補充）課税台帳をコピーし、次年度向け家屋（補充）課税台帳の作成ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋登記情報（保持はせずに、家屋登記情報マスタ上の情報を参照すること。） ・家屋現況情報 ・家屋評価情報（評価額） ・課税標準額関連情報（固定資産税の課税標準額、課税標準額の特例措置による軽減額） ・納税義務者情報 ・納税義務者区分（登記上の権利者、現所有者、使用者） ・区分所有情報（持分割合、部屋番号、軽減対象床面積、専有部分の床面積、共用部分の床面積、1棟全体の床面積） ・適用する固定資産税の特例類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の非課税類型、適用開始年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の減免類型、減免率、適用を受ける床面積、適用を開始した日（納期）及び、終了した日 ・異動事由及び異動年月日 ・更正事由及び更正年月日 ・特記事項（メモ） ・増改築の別が分かるフラグ ・課税保留フラグ <p>区分所有家屋においては、一部屋を一棟として扱う。</p> <p>特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。</p> <p>適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。</p> <p>軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること</p>	<p>課税台帳は、一棟ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税標準額関連情報（都市計画税の課税標準額、課税標準額の特例措置による軽減額） ・適用する都市計画税の特例類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける床面積 ・適用する都市計画税の非課税類型、適用開始年度、適用を受ける床面積 ・適用する都市計画税の不均一課税類型 ・適用する都市計画税の減免類型、減免率、適用を受ける床面積、適用を開始した日及び、終了した日 ・適用する家屋現況調査の進行状況の類型 ・住居表示 ・他市町村跨りフラグ ・修正予定フラグ 		<ul style="list-style-type: none"> ・異動事由と異動年月日は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 ・特例類型について、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 ・メモも次年度課税台帳作成時に引き継がれるもの。 <p>※ 「増改築の別が分かるフラグ」を必須の管理項目とするかについては検討中。</p>
2.2.2.		<p>※評価関連機能のうち、多くの団体において評価システムではなく固定資産税システムで実現しているもの（経年減点補正など）については、標準化検討対象外であるが、固定資産税システムで実装することも可である。</p> <p>※ 1棟ごとに整理番号を、自動付番又は手入力で付番のどちらも行えること。</p>			<p>※ 次の機能を必須機能とするかについては検討中。「1棟ごとに整理番号を、自動付番又は手入力で付番のどちらも行えること。」</p>
2.2.3.			他の家屋の家屋（補充）課税台帳上の情報を複写して、新規に家屋の情報を作成することができること		
2.2.4.			次年度の課税台帳が既に作成されている場合、現年度の課税台帳上の情報を修正した際に、次年度の課税台帳上の情報に自動で反映又は選択して反映できること。		
2.2.5.			非区分所有家屋を区分所有家屋とする場合には、従前の課税台帳を閉鎖し、従前の課税台帳と紐付いた新たな課税台帳を作成でき、また、区分所有家屋を非区分所有家屋とする場合には、従前の課税台帳を閉鎖し、従前の課税台帳と紐付いた新たな課税台帳を作成できること。		
2.2.6.		納税義務者マスタに保持されている一の納税義務者を選択して、課税台帳上の納税義務者情報を設定・修正できること。			
2.2.7.		一の納税義務者に係る課税標準額特例・税額特例・非課税・不均一課税の情報を、課税台帳上一括で設定・修正できること。			
2.2.8.		複数の家屋を選択し、一括で所有者を変更できること。			

機能名称		実装すべき機能	仕様書たたき台 実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
2.2.9.		<p>家屋（補充）課税台帳の各項目を管理（設定・保持・修正）する際に、アラート・エラーが表示できること。</p> <p><アラート表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定された所在地が土地登記情報マスタにない場合 ・納税義務者が死亡者である場合 ・非課税家屋の所有者が変わった場合に、非課税家屋のままとなっている場合 ・主棟と附属棟を紐づける入力を行うとき、当該附属棟が既に他の主棟と紐づいている場合 ・現況階層2階で1階床面積が未入力の場合 ・現況情報の修正等の評価額に影響を与える処理をした際に、評価額の再設定が行われていない場合 ・居住部分床面積が認められない種類で、居住部分床面積の設定がある。（倉庫で居住部分が設定されたケースなどチェックが必要。） ・居住用の種類以外で、新築軽減特例が設定されている。（住宅部分が発生しない種類で、軽減特例が設定された場合の警告。区分所有などの場合は、住宅部分が発生しないものにも新築軽減が適用されるため、警告にとどめる。） ・登記情報（家屋番号や、登記構造・種類等）が設定されていない。 ・家屋を新規設定する際、既に使用されている整理番号で設定しようとする場合 ・登記名義人が死亡している場合 <p><エラー表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要項目の入力漏れがある場合 ・課税面積より特例・非課税が適用される面積が大きい場合 ・1階床面積が合計床面積より大きい場合 ・新築軽減を適用する床面積が上限面積（新築軽減の適用戸数×120㎡）を超える場合 ・建築年月日と課税年度の整合性チェック（賦課期日以降建築はNG） ・一部減失の処理に対して、課税床面積の増加を行う場合（一部減失はおそらく変更後と変更前の床面積変動率を再建築費に連乗させるなどとして計算されると考えるが、システム的には増加も計算できてしまうと考えられるため。） 	<p>家屋（補充）課税台帳の各項目を管理（設定・保持・修正）する際に、アラートが表示できること。</p> <p><アラート表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地、登記名義人（所有者）、種類、構造、床面積、階層について、登記情報と現況情報が異なる場合 ・新築軽減の区分所有家屋における部屋の戸数と、新築軽減の適用戸数に差異がある場合 		
2.2.10.	所有者変更に伴う家屋課税台帳の自動更新		<p>所有権移転により家屋登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該家屋に係る家屋課税台帳上の所有者を（職員が内容を確認の上）自動で更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は除く。</p>		
2.2.11.	未登記家屋情報管理	未登記の家屋について、未登記フラグを立てた上で、家屋登記情報と同項目を管理（設定・保持・修正）できること。			未登記家屋については各項目（家屋番号を除く（実務提要2363））が空欄になることが想定される。
2.2.12.	閉鎖処理	閉鎖事由を設定の上、閉鎖処理ができること。閉鎖処理後に閉鎖解除ができること。	登記情報マスタの閉鎖処理を行った際に、課税台帳も自動で閉鎖処理されること。		閉鎖解除については、誤操作を想定したもの。
2.2.13.	家屋現況情報管理	<p>家屋現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p><家屋現況情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築年月日 ・建築区分 ・登録年月日 ・構造 ・原因 ・登録原因年月日 ・主たる用途区分 ・屋根種類区分 ・地上階数 ・地下階数 ・床面積1階 ・床面積1階以外 ・専有部分の床面積 ・共用部分の床面積 ・合計床面積 ・減失区分（全部減失、一部減失） ・減失年月日 ・住宅戸数 ・住宅部分の床面積 ・貸家区分 ・改築年 ・一部減失部分床面積 ・所在地番（未登記の家屋又登記地番とズレが生じている家屋の地番管理を実施するため） 	<p>家屋現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p><家屋現況情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況調査年月日 ・市街化区域・市街化調整区域・非線引き・都市計画区域外・自治体独自の区分・行政界をまたぎ、評価を市ごとに分けているフラグ 		<p>各項目について空欄とすることも可能であること</p> <p>※ 「経年減点補正率の適用区分としての用途」等の評価額計算にかかる情報について、標準化検討対象外であるが、固定資産税システムで実装することとしてもよい。</p>
2.2.14.		同一の区分所有家屋内の各専有部分について、相互に紐づくこと。			
2.2.15.		<p>家屋現況情報を管理（設定・保持・修正）する際にアラート・エラーが表示できること。</p> <p><アラート表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定された所在地が土地登記情報マスタ上に設定されていない場合 <p><エラー表示とする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 			
2.2.16.		主棟と附属棟を設定し、紐づけできること。			

機能名称		実施すべき機能	仕様書たき台 実施してもしなくても良い機能	実施しない機能	備考
2.2.17.	分合棟処理	分棟・合棟処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）ができること。			<分棟処理> ・元となる棟を選択する。 ・分棟数を選択する。 ・床面積（1階・1階以外）を手入力する。 ・家屋登記情報及び家屋現況情報の、「床面積（1階・1階以外）」以外の項目は分棟先へ引き継がれる。 ・分棟処理の履歴が管理（設定）される。 <合棟処理> ・元となる棟を複数選択する。 ・家屋登記情報及び家屋現況情報の、「床面積（1階・1階以外）」以外の項目を合棟先へ引き継がれる。 ・床面積（1階・1階以外）を手入力する。 ・元となる棟は閉鎖される。 ・合棟先となる棟で、元となった棟の履歴が設定される。 ・合棟処理の履歴が設定される。
2.2.18.		分棟・合棟処理のアラートが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・ <エラー表示とする条件> ・			
2.2.19.	家屋評価システム連携（入力）		家屋評価システムと連携し、家屋評価情報を取り込み、一括更新できること。		
2.2.20.	固定資産税の課税標準額算出	評価情報及び課税標準額関連情報により、課税標準額の算出ができること。			
2.2.21.	都市計画税の課税標準額算出		評価情報及び課税標準額関連情報により、課税標準額の算出ができること。		
2.2.22.	課税標準額、税額等の試算	現年度及び過年度の固定資産税に係る課税標準額、税額等の試算ができること。	現年度及び過年度の都市計画税に係る課税標準額、税額等の試算ができること。		

機能名称	仕様書たたき台				
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考	
3. 償却資産管理					
3.1. 償却資産課税台帳管理					
3.1.1. 償却資産課税台帳管理	<p>償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告情報（みなし申告情報含む。） ・申告内容確認調査結果情報 ・増加償却率情報 ・納税義務者情報 ・申告書等の発送情報 ・非課税関連情報 ・特例関連情報 ・一品ごとの適用する特例類型、特例率、適用開始年度 ・一品ごとの適用する非課税類型、適用開始年度 ・適用する固定資産税の不均一課税類型 ・一品ごとの適用する減免類型、減免率、適用を開始した日及び終了した日 ・更正事由及び更正年月日 ・申告受付日 ・申告区分（全資産申告、増減資産申告） ・電算処理フラグ ・種類別明細書を登録せずに、償却資産申告書のみを登録するフラグ ・申告種類（書面、eTAX） ・管理方法区分（資産なし、廃業等（市外転出も含む。）、新規） ・価格決定区分（市町村、総務大臣、都道府県知事、その他） ・課税区分（申告、みなし課税、推計課税） ・償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき作成停止フラグ ・プレ申告データの作成停止フラグ ・1/1（元旦）取得フラグ ・整理番号 ・課税保留フラグ ・資産増減区分（増減あり、増減なし） ・催告書発送情報 ・一品ごとの登録年度（入力時に自動登録されること） <p>特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。 軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。 作成停止フラグについては、償却資産申告書・種類別明細書・申告はがきごとに個別及び一括で設定できること。</p>	<p>償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模の償却資産フラグ（新設大規模償却資産含む） ・修正予定フラグ <p>課税区分については、一括入力できること。</p> <p>申告年月日が未設定の場合に、自動で課税区分がみなし課税と設定されること。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・申告受付日より、申告有無が画面上で確認できること。 ・申告受付日より、修正申告の有無が画面上で確認できること。 ・申告内容により、資産の増減が画面上で確認できること。 ・課税標準額により、免税点以上又は免税点未満が画面上で確認できること。 ・特例類型について、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 ・事業用家屋の所有区分について、空欄でも可とする。 <p>※ 電算処理とは、納税義務者が所有する全ての償却資産について、評価額等まで計算して申告する処理方式のこと。</p>
3.1.2.		<p>一品情報について、新規入力を行う場合に、類似した一品情報を複数選択又は全選択し、複写し設定することができること。</p> <p>また、類似する資産を所有する納税義務者の一品情報から、複数選択又は全選択し、複写し設定することができること。</p>			
3.1.3.	資産一品を複数選択又は全選択し、一品ごとの課税台帳上の情報を管理（修正、削除）できること。				
3.1.4.	納税義務者マスタを基に、課税台帳上の納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。				
3.1.5.	一の納税義務者に係る課税標準額特例・税額特例・非課税・不均一課税の情報を、課税台帳上に一括で設定・修正できること。				
3.1.6.	資産単位・納税義務者単位で、以下の事項を経年で管理（設定・保持・修正）できること。 ・特記事項（メモ欄）※該当年度のみ適用されるメモも管理（設定・保持・修正）できること。 ・対応経過の記録				
3.1.7.	<p>償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）及び更新する際にアラート・エラーが表示できること。</p> <p><アラートとする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一品一覧画面に遷移する場合 ・新規資産を設定する場合 ・資産一品を削除する場合 ・資産一部減少後に再計算する場合 ・更新する場合 ・過年度の資産内容を修正した場合に、翌年度以降も台帳情報の更新が必要な場合 ・新規事業者の一括設定に際して、設定済みの義務者がいる場合 ・eTAXからデータ取り込み時に、前年度申告情報との整合が合わない場合 ・前年度に一品設定のある資産が現年度に存在しない場合 <p><エラーとする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の種類、名称が未入力の場合 ・取得年月が未入力、未到来の場合 ・取得価額が未入力、0円の場合 ・耐用年数が未入力、1年の場合 ・現年度申告の設定であるにも関わらず、取得年月が次年度申告対象年月である場合 ・土地及び家屋で非課税の処理がされている義務者を課税で価格決定する場合 ・N年度の申告において、取得年月がN年1月の資産が存在する場合 	<p>償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）及び更新する際にアラートが表示できること。</p> <p><アラートとする条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3.1.26.の算定の結果、大規模の償却資産（新設大規模償却資産を含む。）が存在する場合 			

機能名称	仕様書たたき台			
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
3.1.8. 前年度償却資産課税台帳情報引継ぎ	賦課決定以降、任意のタイミングで現年度の償却資産課税台帳をコピーし、次年度向け償却資産課税台帳を作成できること。その際、現年度申告有の償却資産課税台帳のみをコピーするか、現年度申告有・無の償却資産課税台帳どちらもコピーするか選択できること。 また、現年度の償却資産課税台帳上の評価額及び減価残存率を自動で更新し、次年度向け償却資産課税台帳に設定できること。 さらに、廃業や資産譲渡等により申告すべき資産を所有しなくなった事業者については、次年度向け償却資産課税台帳を作成しないようにできること。			
3.1.9. 申告書作成	次年度向け課税台帳の情報を基に償却資産申告書・種類別明細書・申告はがきが作成できること。 作成にあたっては以下の条件を選択できること。 ・取得価額の印字有無 ・次年度向け課税台帳の情報を基に仮算定した評価額、決定価格、課税標準額について、それぞれの印字有無			
3.1.10.	次年度向け課税台帳の情報を基に償却資産申告書・種類別明細書・申告はがきが一括で作成できること。 作成にあたっては以下の条件を選択できること。 ・取得価額の印字有無 ・次年度向け課税台帳の情報を基に仮算定した評価額、決定価格、課税標準額について、それぞれの印字有無			
3.1.11.		償却資産申告書・種類別明細書・申告はがきの外部印刷委託用データを作成できること。		
3.1.12.		複写式の償却資産申告書及び種類別明細書の作成ができること。		
3.1.13.	前年度の課税標準額が一定額以下の納税義務者へ償却資産異動状況を確認する通知が出せること。			
3.1.14.	償却資産申告書の印刷時にマイナンバーの表示有無（*****とするかどうか）を選択できること。ただし、登録がされていない場合には空欄とすること。			
3.1.15. 申告書発送情報管理	償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき・プレ申告データの発送情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <申告書等の発送情報> ・発送日 ・発送/停止希望情報 ・前年の発送/停止希望情報 ・発送物情報			
3.1.16.	償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき・プレ申告データについて、以下の条件を指定し、発送物別に送付停止処理ができること。 ・前年度の課税標準額が一定額以下の場合 ・廃業や資産譲渡等により申告する資産がない場合 ・発送/停止希望情報 ・プレ申告データを作成した納税義務者の場合、紙の申告書等を作成しないこと			
3.1.17.	全申告者リスト(発送簿及び受付簿)を紙及びデータで作成できること。			
3.1.18.	申告情報の電子データ（バンチデータやOCRデータ）の取り込みができること。 取り込んだ申告情報を、現年度の償却資産課税台帳に一括で反映できること。反映に際して前年度の償却資産課税台帳との差分が表示され、確認できること。			

機能名称		実装すべき機能	仕様書たたき台 実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
3.1.19.		過年度更正時に複数年度（現年度含む。）を選択して、償却資産課税台帳上の情報を管理（設定・保持・修正）できること。			
3.1.20.	電子申告情報登録（eLTAX連携）	eLTAXと連携して、電子申告情報を更新・管理（設定・保持・修正）できること。 修正申告についても取り込むことができること。 資産多数による複数回の分割申告の種類別明細書についても取り込むことができること。			
3.1.21.		電子申告情報に基づき、評価額の再計算ができること。	電子申告情報の評価額と、電子申告情報に基づき固定資産税システムで再計算した評価額を突合できること。		
3.1.22.	電子申告情報出力（eLTAX連携）	前年度の申告情報を基に、プレ申告データを作成できること。			
3.1.23.	申告内容確認調査結果情報管理	申告内容確認調査（電話確認、資料提供依頼、実地調査）結果情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <申告内容確認調査結果情報> ・調査日 ・確認結果 ・調査方法（電話確認、資料提供依頼、実地調査）			
3.1.24.	配分資産管理	大臣配分、知事配分通知に基づき、配分資産の管理（設定・保持・修正）ができること。 （大臣配分、知事配分の申告について同一宛名で管理でき、市長決定分と別途処理できること。） （大臣配分、知事配分の申告について同一宛名で管理でき、市長決定分と合算して賦課できること）			
3.1.25.	増加償却率管理	増加償却率の設定を任意で更新できること。 <増加償却率情報> ・増加償却届出フラグ ・例外耐用年数適用区分 ・適用月数（3つ以上保持できること。） ・増加率（3つ以上保持できること。）			
3.1.26.	償却資産評価情報管理	地方税法第388条から第422条の3の規定（固定資産の評価及び価格の決定）に基づき、償却資産の評価額・決定価格・課税標準額の算出ができること。			
3.1.27.		事業所別に本社にまとめて価格決定でき、各支社（店）毎の申告データを管理（設定・保持・修正）して合算処理を行えること。			
3.1.28.	大規模償却資産管理	地方税法第349条の4及び同法第349条の5の規定（大規模の償却資産及び新設大規模償却資産に対する課税標準の特例等）に基づき、大規模の償却資産及び新設大規模償却資産の課税標準額の算出ができること。			
3.1.29.	取得価額及び評価額の補正	固定資産評価基準第3章第1節十一に基づき、評価額の補正ができること。 また、同節十二の規定に基づき、取得価額の補正ができること。			
3.1.30.	評価額、課税標準額シミュレーション	償却資産課税台帳上の情報に基づいて、評価額、課税標準額のシミュレーションができること。	シミュレーション結果を保存できること。		

機能名称		実装すべき機能	仕様書たき台 実装してもなくても良い機能	実装しない機能	備考
3.1.31.	非課税資産の登録	償却資産課税台帳に付随し、非課税資産の情報を管理(設定・保持・修正)できること。 <非課税資産の情報> ・資産の名称 ・取得年月 ・適用条項 ・取得価額 ・耐用年数			
3.1.32.	耐用年数管理	耐用年数の変更に対応できること。(誤謬訂正・法令変更)			
4. 納税義務者管理					
4.1. 納税義務者マスタ管理					
4.1.1.	納税義務者マスタ管理	一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理(設定・保持・修正)できること。 <納税義務者情報> ・宛名情報 ・個人番号・法人番号 ・納税者ID(eLTAX) ・口座情報(カナ氏名、口座番号)(保持ではなく、宛名システムまたは収納システムから参照できること) ・宛名に係る異動日、届出日及び異動事由 ・課税保留フラグ(課税保留の該当の有無) ・閉鎖フラグ(納税義務者情報の閉鎖の有無) ・代理人等情報(肩書(納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、その他)、氏名、住所、電話番号、特記事項(メモ)) ・納税通知書等送付先情報(送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分(納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社)) ・償却資産申告書等送付先情報(送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分(納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社)) ・特記事項(メモ)	一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理(設定・保持・修正)できること。 <納税義務者情報> ・納税義務者番号 ・生活保護フラグ(生活保護を受けているかの有無) ・償却資産納税通知書等送付先情報(送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分(納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社))		納税義務者番号は東京都及び政令市においては宛名番号とは別に区毎に管するための番号。 ※ 償却資産申告書等送付先情報は、納税通知書等送付先情報と送付先が異なる場合にのみに設定するもの。 ※ 固定資産税システム内に納税義務者マスタ機能を実装することを想定しているが、宛名システム側で同等機能を実装することも可とする。 ※ 宛名システムから宛名情報を連携している場合においては、宛名システムの全件データ(納税義務者以外の個人または法人のデータを含む。)を納税義務者マスタに設定することも可とする。
4.1.2.		住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること。 宛名情報の更新については、自動更新と手動更新を選択できること。 <宛名情報> ・宛名番号 ・個人・法人の別 ・氏名・名称 ・氏名カナ・名称カナ ・郵便番号・住所・所在地 ・生年月日・設立年月日 ・死亡年月日・閉鎖等年月日(事業終了、廃業、合併) ・性別 ・電話番号 ・支援措置情報・要注意情報 ・住民記録システム ・屋号 ・屋号カナ	住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること <宛名情報> ・転出先住所(予定)		※ 性別については、空欄とすることも許容する。
4.1.3.		納税義務者マスタが更新された場合、①賦課決定前の課税台帳については課税台帳上の納税義務者情報も自動で更新され、②賦課決定後の課税台帳については課税台帳上の納税義務者情報を自動で反映するかしないかについて団体毎に選択できること。			
4.1.4.			現年度の課税台帳を複写して、次年度の課税台帳を作成する際に、現年度の相続人代表者又は相続人を次年度の共有代表者又は納税義務者として一括設定できること。		
4.1.5.		納税義務者情報を管理(設定・保持・修正)する際にアラート・エラーが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・死亡者以外の納税義務者について、相続人代表者を設定しようとする場合(システム上に死亡の事実が反映されていないケースを想定) ・住所が市内にある納税義務者について、納税管理人を設定しようとする場合 ・既に納税承継人情報、破産管財人情報、納税管理人情報、法定代理人情報、その他代理人等情報が設定されている者に対して、相続人・包括受遺者情報を設定しようとする場合 ・既に相続人・包括受遺者情報が設定されている者に対して、納税承継人情報、破産管財人情報、納税管理人情報、法定代理人情報、その他代理人等情報を設定しようとする場合 ・新規に納税義務者を設定する際に、既に同一の宛名情報(氏名、住所)を持つ者が設定されている場合。 ・死亡者及び共有者以外の納税義務者について、納税義務者代表と現に所有する者を設定しようとする場合。(相続人代表者と同様に、納税義務者が死亡している際に使用する機能のため。) <エラー表示とする条件> ・			
4.2. 共有者管理					

機能名称		実装すべき機能	仕標準たき台 実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
4.2.1.	共有者管理	<p>複数の個人または法人（以下、「共有者」という。）が同一の固定資産を共有（区分所有を含む。）している場合、納税義務者マスタ上、共有者グループごとに、共有情報を管理（設定・保持・修正）できること。 各共有者について、それぞれの納税義務者情報と紐づいていること。 共有持分または一部共有者が不明の場合であっても設定できること。 共有者の人数は、紐づいた各共有者の人数に基づき自動算出されること。一部共有者が不明の場合も想定されるため、手入力での人数を変更できること。 他の共有者グループの情報を複写して、新規に共有者グループを作成することができること。</p> <p><共有情報> ・共有区分（一般共有、区分所有） ・代表者のフラグ ・当該共有者グループが所有する資産ごとの各共有者の登記持分割合及び現況持分割合 ・納税義務者番号 ・異動年月日 ・異動事由 ・共有者の人数 ・納税通知書等発行対象フラグ</p>	<p>複数の個人または法人（以下、「共有者」という。）が同一の固定資産を共有（区分所有を含む。）している場合、納税義務者マスタ上、共有者グループごとに、共有情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p><共有情報> ・共有区分（相続共有） ・区分所有に係る部屋番号 ・代表者のフラグの適用期間</p>		<p>・異動年月日、異動事由とは、共有構成員の中で、特定の者のみの所有権移転があった場合を想定したもの。</p>
4.2.2.		<p>共有情報を管理（設定・保持・修正）する際に、アラート・エラーが表示できること。</p> <p><アラート表示とする条件> ・持ち分合計の不一致の場合 ・持ち分分子/分母が設定されていない。 ・新規で共有宛名を作成する際に、既に同一の共有員情報を持つ宛名が作成されている場合。（二重宛名の作成を防止するため。） ・すでに同一の共有構成員、共有持分の共有宛名番号が存在する場合（同一の共有構成員、共有持分の共有宛名番号があるのに、新たに共有宛名番号を作成する必要がないため） ・共有代表者が選択（指定）されていない場合（代表者に納付書付納税通知書を送付しているため、選択（指定）していない際、不都合が生じる。） ・同一構成員かつ同一持分の共有宛名の既存設定がある場合。※持分について分子分母の値が異なる場合でも、アラートとなることが望ましいです。（不要な共有宛名を作成しない為。）</p> <p><エラー表示とする条件> ・共有者の中に同一の納税義務者が2以上設定しようとする場合 ・共有者グループのうち、代表者のフラグが設定されている共有者がいない場合</p>			
5. 特例・非課税類型マスタ管理					
5.1. 特例・非課税類型マスタ管理					
5.1.1.	特例類型マスタ管理	<p>固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率50%、後半の2年度分は特例率25%といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ50%、50%、25%、25%と設定できること。）</p> <p><特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考</p>	<p>都市計画税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。（例：前半の2年度分は特例率50%、後半の2年度分は特例率25%といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ50%、50%、25%、25%と設定できること。）</p> <p><特例関連情報> ・対象となる税目（都市計画税） ・対象資産（土地・家屋） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考</p>		<p>※ 主な特例の類型については、システム上にあらかじめ設定されていることも可とする。</p>

機能名称		実装すべき機能	仕様書たたき台	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
5.1.2.	非課税類型マスタ	固定資産税について、非課税の種類ごとに非課税関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <非課税関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・対象年度 ・非課税期間 ・備考	都市計画税について、非課税の種類ごとに非課税関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <非課税関連情報> ・対象となる税目（都市計画税） ・対象資産（土地・家屋） ・名称 ・対象年度 ・非課税期間 ・備考			※ 主な非課税の種類については、システム上にあらかじめ設定されていることも可とする。
6. 賦課処理						
6.1. 税率等の設定						
6.1.1.	固定資産税の税率設定	固定資産税の税率を設定できること。				
6.1.2.		固定資産税にかかる不均一課税の種類ごとに固定資産税不均一課税情報を設定できること。 <固定資産税不均一課税情報> ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・税率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考				「対象年度、軽減期間とは、「〇〇までに取得した固定資産について、△△年度分の課税標準を1/2とする。」との特例があった場合に、「〇〇まで」が対象年度、「△△年度分」が軽減期間となります。」
6.1.3.	都市計画税の税率設定		都市計画税の税率を設定できること。			
6.1.4.			都市計画税の不均一課税の種類ごとに都市計画税不均一課税情報を設定できること。 <都市計画税不均一課税情報> ・名称 ・税率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考			「対象年度、軽減期間とは、「〇〇までに取得した固定資産について、△△年度分の課税標準を1/2とする。」との特例があった場合に、「〇〇まで」が対象年度、「△△年度分」が軽減期間となります。」
6.1.5.	免税点の設定	土地、家屋、償却資産毎に免税点を設定できること。				
6.1.6.	納期限の設定	条例に基づき、納期限を設定できること。				
6.2. 名寄せ処理						
6.2.1.	名寄せ処理	当年度の名寄せ処理を行い、納税義務者又は共有者グループごとに名寄せ情報が管理（設定・保持・修正）できること。 ※更正処理後は、以下の情報が再計算されること。 類型ごとの減免額については、強制修正できること。 <名寄せ情報> ・土地課税（補充）台帳上の課税標準額の総額 ・家屋課税（補充）台帳上の課税標準額の総額 ・償却資産課税台帳上の課税標準額の総額 ・上記の総額 ・固定資産税の税額特例措置による軽減額 ・固定資産税額（当初賦課処理後の税額及び更正後の税額） ・適用を受ける減免の種類、類型ごとの減免額 ・返戻関係情報 ・納付済額（収滞納システムから受け取る連携情報） ・差引納付額（収滞納システムから受け取る連携情報） ・納期限 ・期別税額	当年度の名寄せ処理を行い、納税義務者ごとに名寄せ情報が管理（設定・保持・修正）できること。 <名寄せ情報> ・都市計画税額（当初賦課処理後の税額及び更正後の税額） ・都市計画税の税額特例措置による軽減額 ・期別税額			

機能名称		仕様書たたき台			
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
6.2.2.		名寄せ処理を行う際に、アラート・エラーが表示できること。 <アラートとする条件> ・ 税額更正処理の一連が終了していない場合 ・ 異動中のステータスの場合に警告（登記の異動が終わっているが、課税の異動が終わっていない場合など異動が終わっていない資産を、更正対象としないため） ・ 既に更正処理済みの場合 ・ 同一納税義務者の同一課税年度に対し、複数回の更正処理を行おうとした場合（更正処理時に、窓口業務等で作業が中断され、誤って既に修正入力済み年度分の値を変更してしまう場合を想定） ・ 現年度の課税台帳の更正処理を行った場合に、次年度の課税台帳の更正処理を行わない場合 <エラーとする条件> ・ 年税額 ≠ 期別税額合計となっている場合。			
6.3. 当初賦課処理					
6.3.1.	固定資産税当初賦課処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の賦課期日時点の情報を基に、当初賦課処理（法令の規定に基づいた税額計算・期別税額計算が実施され、計算結果が名寄帳に設定される）ができること。			
6.3.2.	都市計画税当初賦課処理		土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳上の賦課期日時点の情報を基に、当初賦課処理（法令の規定に基づいた税額計算・期別税額計算が実施され、計算結果が名寄帳に設定される）ができること。		
6.3.3.	当初賦課のシミュレーション機能	当初賦課のシミュレーションができること。 物件毎に税額の仮計算ができること。			仮計算については、土地の上に家屋を新築した場合に税額がどうなるかなどの問い合わせに対応するためのもの
6.4. 負担調整措置					
6.4.1.	固定資産税の商業地等に対する減額機能	地方税法附則第21条の規定による減額措置について、課税標準となるべき価格に乘じる割合を設定できること。			
6.4.2.	固定資産税の住宅用地等に対する減額機能	地方税法附則第21条の2の規定による減額措置について、前年度の課税標準額に乘じる割合を設定できること。			
6.4.3.	都市計画税の商業地等に対する減額機能		地方税法附則第27条の4の規定による減額措置について、課税標準となるべき価格に乘じる割合を設定できること。		
6.4.4.	都市計画税の住宅用地等に対する減額機能		地方税法附則第27条の4の2の規定による減額措置について、前年度の課税標準額に乘じる割合を設定できること。		
6.5. 更正（税額変更）処理					
6.5.1.	更正処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の異動入力後の情報を基に、更正処理（法令の規定に基づいた税額再計算が実施され、再計算結果が名寄帳に設定される）ができること。			
6.5.2.			選択した年度分の課税台帳上の情報を一括して更正処理できること。		
6.5.3.			減免について、期割、月割のどちらにも対応することができ、期別、月別の減免額を自動で算出できること。		
6.5.4.		更正処理に際して、期別税額が再計算されること。その場合、到来済みの納期限に係る期別税額ではなく、未到来の納期限に係る期別税額が変更されること（税額がゼロとなるなど、到来済みの納期限に係る期別税額の変更が避けられない場合を除く。）。			
6.5.5.		更正処理を行う際に、エラー・アラートが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・ ・ <エラー表示とする条件> ・			

機能名称		実装すべき機能	仕様書たたき台 実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
6.6. 調査課税処理 (償却資産)					
6.6.1.	未申告事業者抽出	前年度の申告情報を基に、未申告事業者を抽出し、リスト等で確認できること。 納税通知書を発行済みの事業者については、未申告事業者の抽出対象外とできること。	前年度において事業所別に申告を受け付けている場合、当年度においても各事業所の申告状況を確認できること		
6.6.2.	前年申告漏れ資産抽出	本年申告情報を基に、前年申告漏れの資産を抽出できること。			
6.6.3.	未申告事業者催告処理	抽出した未申告事業者に対し、催告書を作成できること。 催告書の発送情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 <催告書発送情報> ・ 発送履歴 ・ 発送有無 ・ 発送日 ・ 催告日 ・ 発送停止フラグ			
6.6.4.		催告書を作成する際にアラート・エラーが表示されること。 <アラートとする条件> ・ <エラーとする条件> ・ 申告書を発送していない納税義務者に対して催告書を作成する場合			
7. 減免等処理					
7.1. 減免類型マスタ管理					
7.1.1.	減免類型マスタ管理	固定資産税について、減免の類型ごとに減免関連情報を管理 (設定・保持・修正) できること。 <減免関連情報> ・ 減免名称 ・ 減免事由 ・ 減免割合 ・ 減免の対象年度 ・ 対象資産 (土地、家屋、償却資産) ・ 減免期間	都市計画税について、減免の類型ごとに減免関連情報を管理 (設定・保持・修正) できること。 <減免関連情報> ・ 減免名称 ・ 減免事由 ・ 減免割合 ・ 減免の対象年度 ・ 対象資産 (土地、家屋) ・ 減免期間		・ 主な減免類型については、システム上あらかじめ設定されていることも可とする。 ・ 対象年度、減免期間とは、「〇〇までに取得した固定資産について、△△年度分の税額を1/2とする。」との減免があった場合に、「〇〇まで」が対象期間、「△△年度分」が減免期間となる。
8. 交付					
8.1. 通知書・納付書発行					
8.1.1.	納税通知書等発行	当初賦課処理後または税額更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書 (税額更正処理後の場合のみ。) を一括または個別で発行できること。	当初賦課処理後または税額更正処理後に、都市計画税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書 (税額更正処理後の場合のみ。) を一括または個別で発行できること。		
8.1.2.		下記の優先順位に基づいて送付先が自動で設定されること。 優先順位①: 納税通知書等送付先情報 ※ただし、償却資産申告書・種類別明細書・申告はがきを送付する場合においては、償却資産申告書等送付先情報を優先する。 優先順位②: 代理人等情報 優先順位③: 宛名情報			本要件は、共有者グループにおける各構成員の送付先も対象としている。
8.1.3.		納期限を設定する際に、アラート・エラーが表示できること。 <アラート条件> ・ <エラー条件> ・ 次の期の納期限を越える場合			

機能名称		実装すべき機能	仕標準たき台 実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	備考
8.1.4.	共有者への納税通知書等発行	共有者グループに対して、当初賦課処理後または税額更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）を、以下の出力設定で、一括または個別で発行できること。 以下の出力設定を、共有者グループごとに設定できること。 <出力設定> ・共有者の代表者に対してのみ、納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正決定通知書を発行 ・共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、更正決定通知書を発行 ・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（共有者の持ち分で按分した税額分）、更正決定通知書を発行 ・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正決定通知書を発行	共有者グループに対して、当初賦課処理後または税額更正処理後に、都市計画税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）を、以下の出力設定で、一括または個別で発行できること。		
8.1.5.	減免決定通知		減免申請に対する減免決定（不許可）通知書を一括または個別で発行できること。		
8.1.6.	発送者一覧出力	納税通知書を一括で発行した際に、発送簿が出力できること。			
8.1.7.	法務局への通知	法務局宛の価格決定通知書、評価額決定通知書を作成できること。また、電子データでも出力できること。			
8.1.8.	都道府県への通知	都道府県宛の地方税法第73条の18第3項の規定に基づく取得の事実の通知を出力できること。また、電子データでも出力できること。また、同法第73条の22の規定に基づき、固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格等の通知を出力できること。また、電子データでも出力できること。			※ 電子データによる出力方式等については、別途都道府県に意見照会の上、事務局で検討する。
8.2. 証明書発行					
8.2.1.	証明書発行	固定資産税の各種証明書等を発行する際に、アラート・エラーが表示できること。 <アラートとする条件> ・更正処理の対象者の固定資産税の各種証明書等について、更正処理前に発行しようとする場合 ・評価証明書発行する際に、価格決定日より前に発行する場合（価格決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） ・公課証明書及び課税証明書を発行する際に、賦課決定日より前に発行する場合（賦課決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） ・公課証明書及び課税証明書を発行する際に、賦課更正中の納税義務者に対して発行する場合（更正異動が完了していない義務者の証明書発行を警告する必要があるため） ・更正処理の対象になっている資産・納税義務者の証明書を発行する場合（システムへの入力処理を行ってから正式に更正処理が完了するまでの間は、証明書の記載内容が正しくないケースが発生する可能性があるため） <エラーとする条件> ・証明書記載事項に発行禁止の設定がされている対象者の情報が記載されている場合 ・無資産証明書を発行する際に、共有を含め資産がある場合 ・賦課決定処理されていない場合	固定資産税の各種証明書等を発行する際に、アラートが表示できること。 <アラートとする条件> ・証明発行選択時に、区画整理等で保留地がある場合において、紐付けされている関連土地が全て選択されていない場合 ・過年度の固定資産税の各種証明書等を発行する場合 ・納税通知書の返戻がある場合に公課証明書を発行する場合		
8.2.2.		共有物件の証明書発行の際に、どの共有構成員の名前で発行できるか選択できること。			
9. 返戻・公示					
9.1. 返戻・公示処理					
9.1.1.	返戻処理	納税義務者・年度ごとに返戻関係情報が管理（設定・保持・修正）できること。 <返戻関係情報> ・返戻の有無 ・返戻のあった納税通知書等・更正決定通知書等・償却資産申告書等の別 ・送付先にかかる調査結果 ・返戻日 ・再送付日 ・公示送達の対象者フラグ ・公示日	納税義務者・年度ごとに返戻関係情報が管理（設定・保持・修正）できること。 <返戻関係情報> ・返戻のあった納税通知書等・更正決定通知書等・償却資産申告書等の別		※ 本要件を実装する場合において、返戻関係情報のうち「返戻のあった償却資産申告書等の別」は実装してもしなくても良い機能とする。
9.1.2.	返戻処理	返戻のあった納税義務者に対して、個別に納期限を再設定し、納税通知書、納付書を発行できること。	返戻のあった納税義務者に対して、一括で再設定し、納税通知書、納付書を発行できること。		
10. 調定・統計					
10.1. 調定処理					
10.1.1.	調定処理	当初賦課処理後、又は更正処理後に、調定処理ができること。			調定処理とは、固定資産税（都市計画税を課している場合は、固定資産税と都市計画税）の賦課額の合計、資産ごとの賦課額の合計等を集計する処理。
10.2. 固定資産税関係統計資料					
10.2.1.	次年度予算見込み作成		次年度予算見込み作成のために、課税シミュレーションができること。		
10.2.2.	EUC	EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。			

機能名称	実施すべき機能	仕様書たたき台		
		実施してもしなくても良い機能	実施しない機能	備考
10.2.3. 償却資産に係る特例の対象資産			特例の対象資産については、概要調書の区分ごとに自動集計ができること。また、概要調書の区分ごとに別途計算した額と合計ができること。	
11. 履歴・検索・照会				
11.1. 履歴・検索・照会				
11.1.1. 履歴管理	本標準仕様書上で管理（設定・保持・修正）することとしている全ての情報について、履歴を保持できること。			
11.1.2. 検索対象	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の情報、納税義務者情報及びそれらの異動履歴について、検索・照会できること。 帳票発行履歴及び帳票の発行内容について、検索・照会できること。 閉鎖された土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の情報及び納税義務者情報についても検索・照会できること。			
11.1.3.	賦課状況照会画面において、共有者で検索した場合も、その共有者が共有者グループに含まれている固定資産（区分所有を含む。）に紐づく賦課情報を検索することができること。		名寄帳について、更正履歴ごとの賦課情報に基づいて発行できること。	
11.1.4.	あいまい検索が可能であること (例：不明な字については@に置き換えて検索ができること)			
12. 連携機能				
12.1. 連携機能				
12.1.1. 他システムデータ取り込み	次の他システムと連携し、各情報を参照または保持できること。 ・土地評価システム ・家屋評価システム ・GISシステム ・eTAX連携			※各システムと連携する情報、管理方法（参照・保持の別）については、検討中。
12.1.2.	次の他業務システムと連携し、各情報を参照または保持できること。 ・取滞納管理システム ・住登外管理システム ・住民基本台帳システム ・法人住民税システム	次の他業務システムと連携し、各情報を参照または保持できること。 ・軽自動車税システム ・個人住民税システム ・戸籍システム ・国民健康保険システム ・生活保護システム ・都道府県事業税システム ・被災者支援システム ・宛名情報管理システム		※各システムと連携する情報、管理方法（参照・保持の別）については、検討中。